

議案第46号

三田市農業共済損害評価会委員の委嘱につき同意を求めることについて

三田市農業共済損害評価会委員に次の者を委嘱したいので、三田市農業共済条例（昭和47年三田市条例第13号）第88条の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
なかにしひさみ 中西久美	兵庫県三田市寺村町
いまきたつよし 今北強	兵庫県三田市貴志
みやぐちよしかず 宮口吉一	兵庫県三田市香下
つかわきまさみ 塚脇正美	兵庫県三田市山田
やまさきまさのり 山崎正則	兵庫県三田市加茂
うえおおまえとしかず 上大前利員	兵庫県三田市西野上
しんぞうたつお 真造達夫	兵庫県三田市母子
つぼのうちよしかず 坪之内好和	兵庫県三田市十倉
ひがしなかしげかず 東仲重一	兵庫県三田市上槻瀬

ひがし 東	ら 良	もと 元	あき 明	兵庫県三田市下相野
ぼう 坊	の 野	か 嘉	えつ 悦	兵庫県三田市藍本
むか 向	い 井	けんじろう 建治郎		兵庫県三田市四ツ辻
もり 森	もと 本	とよ 豊	かず 和	兵庫県三田市東本庄
あらし 嵐		たい 泰	ぞう 造	兵庫県三田市下内神
みや 宮	わき 脇	たけ 武	ひろ 弘	兵庫県三田市武庫が丘四丁目

平成24年3月26日提出

三田市長 竹内英昭

(提案理由)

平成24年3月31日付をもって、三田市農業共済損害評価会委員 中西 久美氏他14名の任期が満了するので、後任委員を委嘱する必要があるため。

三田市農業共済条例

(組織)

第88条 損害評価会は、前条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱した委員15人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第89条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によつて選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。